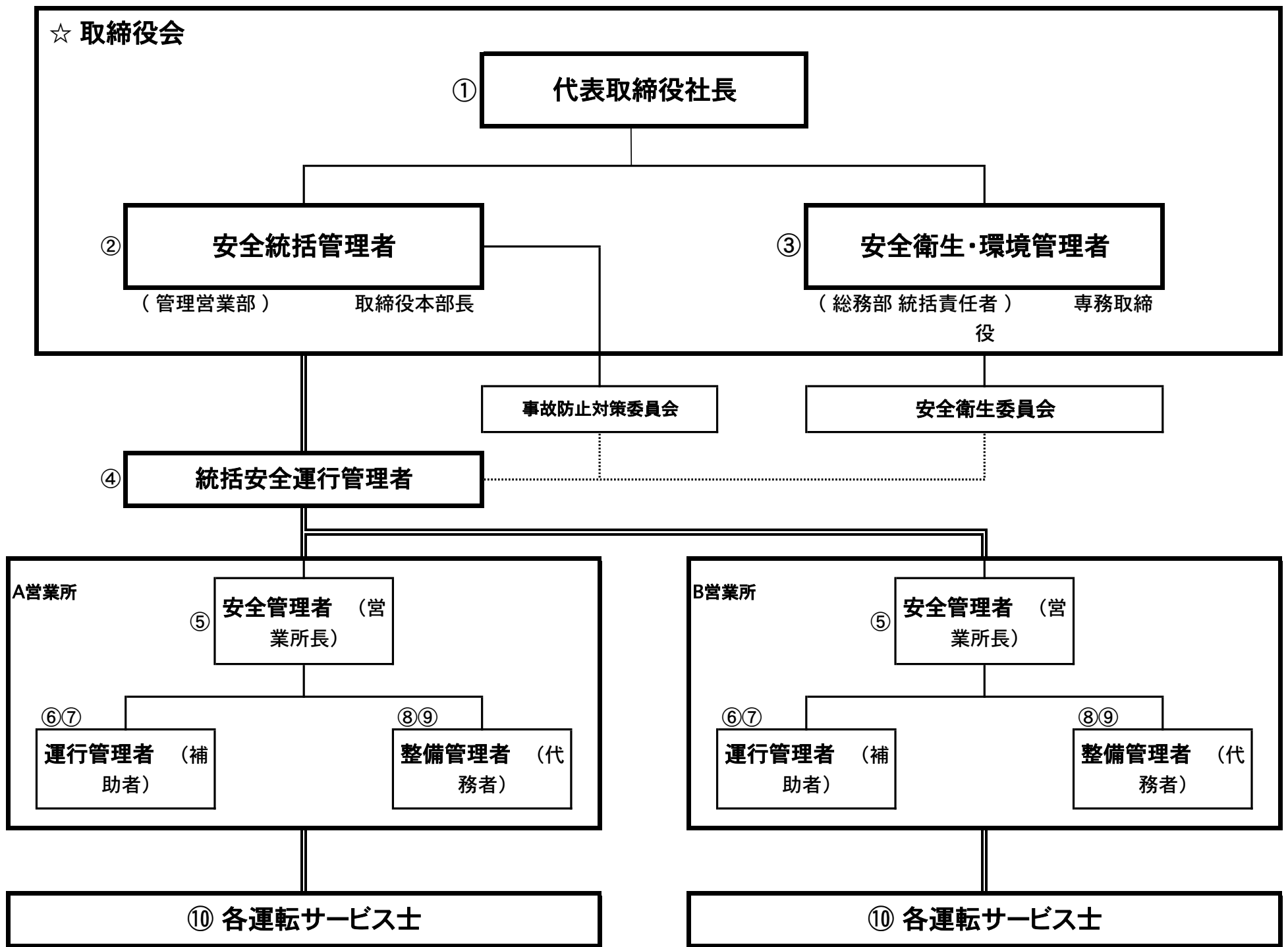


＜運輸安全マネジメント(安全・衛生・環境)の組織体制及び指揮命令系統図＞



- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| ① 経営者トップ=社長  | : | 関係法令を順守し、輸送の安全最優先の原則を核とした方針を打ち出し、安全統括管理者に指示・命令を出す。                |
| ② 安全統括管理者    | : | 輸送の安全を確保するため業務を統括管理する。  |
| ③ 安全衛生・環境管理者 | : | 輸送の安全を確保するために必要な衛生・健康・環境設備等の業務に関する事項を統括する。                        |
| ④ 統括安全運行管理者  | : | 安全統括管理者の指示・命令を受けて、安全管理者を統括管理し輸送の安全の確保に関する事項を実施・管理する。              |
| ⑤ 安全管理者=営業所長 | : | 統括安全運行管理者の指示・命令を受けて、営業所内の輸送の安全の確保に関し運行管理者及び整備管理者等を統括して指導監督・管理をする。 |
| ⑥ 運行管理者      | : | 営業所内の輸送の安全の確保に関し、安全運転に関する事項を管理する。                                 |
| ⑦ 運行管理補助者    | : | 運行管理者の指示により安全運行に関する事項を補佐する。                                       |
| ⑧ 整備管理者      | : | 営業所内の輸送の安全の確保に関し、車両の安全運転に関する事項を管理する。                              |
| ⑨ 整備管理者代務者   | : | 整備管理者の指示により輸送の安全の確保に関し、車両の安全運転に関する事項を補佐する。                        |
| ⑩ 運転サービス士    | : | 会社の方針をより理解し、各上司に当たる管理者の指示・命令に従い、輸送の安全を確保した業務遂行を行う。                |